

生徒指導規程

三原市立木原小学校

令和7年4月

学校はたくさんの人が生活をする場です。すべての人が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするために「きまり」が存在します。一人一人が「きまり」の大切さをよく考え、楽しく、安全に学校生活を過ごしていきましょう。

(1) 校内での生活

- ・チャイムを守って行動する。
- ・放送は終わりまで静かに聞く。
- ・登校後は、先生の許しを受けずに校門を出ない。
- ・学校の道具は大切に使い、終わった後は決められたところに整頓しておく。
(こわれた時は、すぐ先生にとどける。)
- ・校舎の中では静かに行動し、特別な時以外は走らない。
- ・雨の日は、静かに過ごす。(読書など)
- ・特別教室は、先生の指導のもとで使用する。
- ・いらないお金や勉強に必要でない物を学校に持ってこない。
(携帯電話・飾りのついた鉛筆・おもちゃ・トランプ・まんが・ゲーム機・お菓子など)
- ・大勢集まる時には、速く黙って行動する。
- ・身のまわりの整理整頓をきちんとする。
- ・北校舎のベランダには、勝手に出ない。
- ・非常口、非常扉は、特別な時以外は使わない。

(2) 服装・頭髪等について

制服について 【男女共通】

- ・制服を着用する。
紺色の上着(イートン型)、白色のポロシャツ(ポロシャツの裾はズボン・スカートに入れる)、紺色のズボン・スカート。
- ・下着は華美でないものとする。
- ・靴下は白色または紺色、ワンポイントがあってもよい。(くるぶしソックスは不可)
- ・靴は運動に適した白い靴(ハイカット等は不可)
- ・上靴は特に指定なし。体育館シューズと兼ねてもよい。
- ・ベルトは、黒、茶、紺の1色。穴が不必要に開いているものは不可。
- ・冬は、制服の下にセーター・ベストを着用してもよい。紺または黒の無地とする。
- ・校舎内ではマフラー・ネックウォーマー・手袋・帽子は着用しない。
- ・冬は、制服の上に防寒着・上着を使用してもよい。校舎内では着用しない。(感染症防止等の為換気を強化する場合や冬季の寒さが厳しい場合等は、校舎内での着用を認める)

頭髪について 【男女共通】

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・横髪等は前にたらさず、結ぶかピンで留める。
- ・横髪・後ろ髪は、くくれる長さになったら(襟～肩に達したら)、ゴムで結ぶ。
- ・ゴムやピンは飾りのついていないものとする。
- ・アクセサリ等はつけない。
- ・パーマ、染色・脱色、そり込みはしない。
- ・極端に変形の髪形については、複数の教員で判断し、個人的に指導する。

※服装・髪形等は、必要に応じて個人的に指導する。

※上記のことについて、特別な事情があるときは、学校へ相談してください。

(3) 登下校

- ・集団登校、下校のきまりをよく守る。（通学路を通り、右側を一行）
- ・先生や地域の人に会ったら、大きな声であいさつをする。
- ・下校時刻を守る。 午後 3 時 1 0 分（6 校時）
午後 2 時 1 5 分、又は、午後 1 時 5 5 分（5 校時） ※日課表と連動する。
- ・バスの中ではさわいだり、物をいためたりしない。
- ・原則として一人では帰らない。

(4) 学習

- ・登校したらすぐ学習の準備をし、忘れ物がないか調べる。
- ・学習道具はランドセルに入れて持ってくる。
- ・忘れ物は取りに帰らない。
- ・特別教室への行き帰りは、静かに行動する。
- ・ひとり学習の時は、他の人の迷惑にならないようにする。
- ・その場に応じた声の大きさを話す。
- ・自分の考えをはっきり話す。（最後まで相手をよく見て話す。）
- ・人の話をしっかり聞く。（話している人に体を向けて聞く。）
- ・学習で使ったものは、必ずもとのところに返す。
- ・学習が終わったら、次の時間の準備をして休憩をする。
- ・体育のときは、体操服を着る。（赤白帽子をかぶる。）

(5) 給食

- ・給食当番は給食着を着用して配膳する。（1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 1 0）
- ・食事中は、食事のマナーを守り、人に不快な感じを与えない。
- ・みんなで工夫して食べ残しがないようにする。
- ・時間内（1 2 : 1 0 ~ 1 2 : 3 5）に食べ、食べ終わったら読書をし、静かに待つ。
- ・給食後、歯磨きをする。

(6) 掃除

- ・時間には自分の場所に行き、窓を開けて換気し、無言で時間いっぱいする。
- ・掃除用具は正しく使い、掃除機の持ち運びに注意する。
- ・掃除が終わったら、戸締まりをきちんとする。

(7) 運動場・体育館

- ・雨の後、運動場の土がやわらかい時は使わない。
- ・窓ガラスや建物、駐車場の方に向かってボールや石、木の枝などを投げたり、蹴ったりしない。
- ・使った運動道具（ボールや一輪車など）をもとの場所に返す。
- ・校舎の壁を使ったボール遊びをしない。
- ・石段や階段で遊ばない。
- ・体育館では、勝手に遊ばない。
- ・体育館では、アリーナで遊び、舞台の上や倉庫では遊ばない。

(8) その他

- ・スーパーやゲームセンター、海などへは、子どもだけでは行かない。
- ・お金の貸し借りやおごり合いをしない。
- ・ゲーム機やゲームソフトの貸し借りをしない。
- ・帰宅時刻は午後 5 時を守る。
- ・自転車には正しく乗る。置くときにはじゃまにならないよう気を付ける。
（ヘルメットを使用する。）
（自転車の使用は、1 ~ 3 年生は地域内、4 ~ 6 年生は校区内）

- ・不審者に誘われても、絶対についていかない。
- ・外出する時は、行き先、帰る予定時刻を家の人に言ってから行く。
- ・変だと思ったら大きい声を上げて近くの家や「子ども 110 番」の家に駆け込む。
- ・危険な遊び（BB 銃など）をしたり、危険な場所に行ったりしない。

(9) 特別な指導

- ・反社会的な行動・学校のきまりが守られないことが続いた場合や、人をいじめたり傷つけたりすることが続いた場合は、学級で特別な指導を行う。学校の指導に従わない時も、同様とする。
※特別な指導とは別の部屋で勉強したり反省文を書いたり、保護者に来ていただいて指導したりすることです。その期間やカリキュラム等は、行動に応じて設定する。1 回につき、3 日間程度を基本とする。同様の行動が続いた場合は、特別な指導を継続する。外部機関（警察・子ども家庭センターなど）による指導になる場合もある。
- ・物を故意に壊したときは弁償する。